

第133回 八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会会議録

開催日時	令和3年(2021年)10月15日(金)午前10時から午前11時25分まで
開催場所	八王子市役所 議会棟3階 第1委員会室及びウェブ会議
出席者氏名 (審議会)	橋本基弘会長、水野義嗣副会長、加藤隆之委員、宮内宏委員、山本法史委員、石井修一委員、上條弘次委員、村上康二郎委員、花形守康委員、堀麦枝委員
出席者氏名 (事務局)	市川厚夫公文書管理課課長、越智博明同課主査、内村美月同課主任、天野高延同課相談員
出席者氏名 (説明者)	内野茂樹市民課課長、三上真史同課主査、小澤寛デジタル推進室情報管理担当主幹、谷吉郎同室課長補佐
欠席者氏名	鈴木浩司委員、田辺勉委員、福島良樹委員
議 題	<p>審議事項</p> <p>住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の第三者点検について</p> <p>報告事項</p> <p>ア 令和元年度(2019年度)委託業務に係る個人情報の取扱状況について</p> <p>イ 令和2年度(2020年度)委託業務に係る個人情報の取扱状況について</p> <p>ウ 個人情報を取り扱う事務の届出について</p> <p>エ 公文書公開請求に対する存否応答拒否について</p> <p>オ 個人情報の開示請求に対する存否応答拒否について</p> <p>カ 予防接種事務の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の第三者点検について</p> <p>キ 令和3年改正個人情報保護法について</p> <p>【追加報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者によるカメラの設置等について ・南大沢エリアスマートシティ実証実験について

	その他
公開・非公開の別	公開。ただし、(1)、(2)のア、イ、エ、オは非公開。
傍聴者の数	なし
配布資料	1 第133回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会次第 2 審議事項の資料

【橋本会長】 委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御参集いただきましてありがとうございます。

本日は上條委員と堀委員が遅れて出席されるという御連絡がありました。上條委員は30分遅れるとのこと。鈴木委員、田辺委員、福島委員からは、欠席をするという御連絡をいただいておりますので、現在8名で定足数を満たしておりますので、会議は適法に成立しているということでございます。

なお、あらかじめ事務局からファイルでお配りしております出席委員と、出席場所は名簿のとおりということでございますので、適宜参照いただければと思います。

審議会は、原則公開となっておりますが、ウェブ形式で行っておりますので、もしそういう申請がございましたら、市役所の本庁舎でウェブ会議画面で視聴することができるようになっております。そこで傍聴を許可するという形で行いたいと存じますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 ありがとうございます。それでは、本日の式次第によりますと、審議事項が一つ、それから報告事項がア、イ、ウ、エ、オ、カ、キということで、進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速審議事項に入りたいと存じます。実施機関の入室はいいでしょうかね。参加をお願いいたします。

〔諮問第172号の実施機関入室〕

【橋本会長】 それでは、審議事項、諮問第172号についてを議題といたします。

審議に先立ちまして、事務局から、諮問の様式等について御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【越智主査】 それでは、事務局、越智から説明いたします。説明に先立ちまして、ウェブ会議利用規約についてお伝えいたします。

本日の審議会から市がMicrosoft Teamsを使って主催するウェブ会議形式を取っております。市がウェブ会議を主催するに当たっては、利用規約を作成し、参加者に御一読いただく規定となっております。

2点目としまして、会議録について説明とお願いがございます。皆様の発言を全て録音いたしまして、録音データを基に会議録を作成します。録音の方法についてですが、音声のみをICレコーダーで録音する方法を取ります。

ただし、機材トラブルや回線不具合が生じた場合は、ウェブ会議システム上のレコーディング機能に切り替え、音声及び映像を録音・録画する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

録音データを確認する関係から、御発言の際は、挙手または挙手ボタンをクリックの上、お名前を名乗られた上で、御発言をお願いいたします。

審議事項「住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の第三者点検について」は、八王子市附属機関及び懇談会等に関する指針の第12-1-(2)により非公開

【橋本会長】 引き続きまして、これから報告事項でございますが、まず、報告事項の「ア、委託契約に係る個人情報の提供状況について（令和元年度（2019年度）分）の報告、これを事務局からお願いいたします。

本案件は、非公開ということで取扱いをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

報告事項「ア、イ 委託業務に係る個人情報の提供状況について」は、八王子市情報公開条例第8条第6号のイにより非公開

【橋本会長】 それでは、次のウにつきまして御説明をお願いいたします。

【内村主任】 報告事項のウ、個人情報を取り扱う事務の届出について報告をいたします。個人情報保護条例第8条第1項、及び第3項におきまして、実施機関が個人情報を

取り扱う事務を開始、変更及び廃止をする際には、市長に対する届出義務を規定しております。

本件は、同条第4項に基づき、各実施機関からの届出に関する事項を審議会に報告するものでございます。

それでは、報告資料ウ、61ページを御覧ください。前回の審議会以降、実施機関からの開始の届出が3件ございました。各実施機関における届出の内容につきましては、報告資料のとおりとなっております。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。今回は3件ということによろしいですかね。いかがでしょうか。何か気になるところはございますか。全て「開始」ということになっておりますが。

【〇〇委員】 いいですか。

【橋本会長】 どうぞ、よろしく申し上げます。

【〇〇委員】 例えば、このナンバー3のところは、令和2年度成人式参加者リストというのを取り扱っていますね。この令和2年度の成人式はもう終わっているはずなので、令和2年度の成人式参加者リストはもう廃止されたのですか。去年とか一昨年とか、その前のものは既に廃止されているのですかという質問です。

【越智主査】 おっしゃるとおり、単年度での目的になるので、廃止をするべきものだと思います。その廃止届出が都度毎年出ているかというところについて、手元の資料では即答ができませんので、そこについて確認させていただきます。

【橋本会長】 ありがとうございます。これはどうなのですか。単発でやっているわけだから、それは事務事業が終わったらそれでおしまいと。廃止届を改めて出していただく必要性みたいなものをまた考えなければいけないかもしれないけれども、それは現実にはどういう取扱いがなされているのかというのは、今日でなくても構わないですかね、実際これまでどういうふうに取り扱ってきたのかということ、次の審議会に教えていただければというふうに思うのですが。

【越智主査】 はい、承知しました。

【橋本会長】 単年度の事業ですから、そこで終わってしまうというのは常識的にはそれでもうおしまいということなのですが、あえて届出を出して報告をしていただくということが、果たして必要なのかどうか、やってきたかどうかですよね。これはまた調

査をお願いいたします。 委員、それでよろしいでしょうか。

【〇〇委員】 はい、結構です。

【橋本会長】 確かにおっしゃるとおりで、そこに気付くまででしたが。

ほかはいかがでしょうか。今回3件ということですが、これも毎年こういうふうな形で届出を出していただいておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、このような形で御報告いただいたということで、取扱いをさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

引き続きまして、報告事項の工になりますでしょうか。

【越智主査】 今、〇〇委員が出席されました。

【〇〇委員】 よろしくをお願いいたします。

報告事項の工、オ「個人情報開示請求に対する存否応答拒否について」は、八王子市個人情報保護条例第16条第1号により非公開

【橋本会長】 それでは、次に、報告事項の力、ですかね。事務局からの御説明をお願いします。

【越智主査】 それでは、事務局から説明させていただきます。PDF資料の77ページ目を御覧ください。

報告事項力、予防接種事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の第三者点検についてです。こちらは、先ほど行っていただきました審議事項と同様に、マイナンバー関係の取扱いに関するものになります。

新型コロナウイルス感染症予防接種に関する事務を実施したことに伴い、評価対象者となる人口が基準を超えて増加したことで、全項目評価書の作成が必要となるものです。

なお、本来は事業実施前にこの評価を実施しますが、本件については、内閣官房IT総合戦略室から、保護評価を事前に実施することが困難であり、緊急時の事後評価の適用対象となり得るとの見解が出ていることから、事後評価をお願いするものです。

今後の流れについては、11月に市議会に報告の上、12月にパブリックコメントを実施します。年度内に個人情報保護委員会への提出、公表を目指すことから、実施機関の希望としては、来年1月から2月に第三者点検、分科会及び審議会の御審議、答申をいただきたいものになります。

審議会への諮問文については、追って書面上になってしまいますが、分科会の前に送付をさせていただきたいと、そういった予定とさせていただいております。

事務局からは以上になります。

【橋本会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。また、第三者点検を実施するということでございますけれども、どうでしょうか。また、分科会の委員の方には、お手を煩わすということになるということだろうと思っておりますけれども。正式にこの手続で決まりましたら、再度改めてお願いするということにさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、報告事項力は、終了ということで取扱いさせていただきたいと思っております。

引き続きまして、報告事項のキ、これは情報提供ということでございますが、令和3年改正個人情報保護法についての情報提供ということで、事務局の方からの御説明をお願いいたします。

【越智主査】 引き続き、事務局から報告いたします。PDF資料78ページ目を御覧ください。報告事項キ、令和3年改正個人情報保護法についてです。

令和3年個人情報保護法の改正については、前回の審議会において、今年の7月に実施された個人情報保護委員会からの説明資料の情報時点で特に本審議会に関連する部分に焦点を当てて説明をさせていただきました。

本日は、あくまでも事務局レベルの段階ですが、本市条例の改正案策定方針を報告させていただきます。大きく3点を掲げています。

1点目として、原則として、改正法の規定や委員会の想定する条文イメージ、来年春に公表が予定されているガイドライン等に準じた改正とするものです。

理由は、今回の改正法後、法体系の一本化という趣旨に基づき、本市を含めた地方公共団体に直接適用されるものであること、今後は、委員会が地方公共団体の監視を行い、逆に地方公共団体からは、漏えい等の報告、情報の提供、技術的助言の求め、条例の届出を行う機関になることから、委員会の想定する条文イメージと異なる場合に支障を来すおそれがあるためです。

2点目として、例えば、先ほどあったような開示請求に係る手数料の額など、各地方公共団体が個別に条例で定める必要があるとされる予定のものもあります。そういったものについては、原則として現行条例の運用を継続できるよう改正したいというものになります。

理由としては、現行条例は、本審議会答申に沿って制定し、市議会審議の上可決、施行したという経過がありますので、そういった個人情報の適正な取扱いを維持、継続していく必要がある、そういった流れからこういった対応を取りたいというものになります。

3点目としては、その他、現時点での情報は限られていますので、今後の情報を含め、委員会や本審議会等、意見をいただきながら、考えて決定していきたいという大きな三つになります。

事務局からは以上になります。

【橋本会長】 ありがとうございます。これにつきましては、個人情報保護に関する法律の改正、これは令和5年5月18日までに施行されるという予定でございますが、それまでに条例改正が必要であれば行うということだと思っておりますが、今回その方針について御説明いただいたということですが、これについていかがでしょうか。何か追加の情報をお持ちの委員の方とかいらっしゃいませんか。いかがでしょう。

委員、委員、何かコメントとかございますか。よろしいですか。また何かございましたら、ぜひこの審議会で情報提供をお願いできればというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

そういたしますと、今回については、個人情報保護法の改正に伴う八王子市の対応方針ということで御報告をいただきました。ありがとうございます。

それでは、その次ということになりますが、報告事項は以上ということによろしいですか。

【越智主査】 追加で報告させていただきたいものがございます。

【橋本会長】 では、どうぞ。

【内村主任】 追加での報告になります。資料の79ページを御覧ください。こちらが事業者によるカメラの設置等についての報告でございます。こちらの報告は、八王子市が設置、画像収集、またはシステムの運用・管理を行わないため、事業を周知するという目的で審議会に報告するものでございます。

それでは、概要について説明をいたします。まず、混雑アラートについてです。こちらは、AIがカメラから撮影されます画像を、服装により人と判別して、人数のカウントを行います。こちらの人数をカウントした情報をリアルタイムでホームページ上に公開することにより、市民が分散して施設を利用できるようにしたシステムでございます。

こちらのシステムは、八王子市立中央図書館の自習室に約1年間カメラを設置する予定

でございます。

続きまして、南大沢エリアスマートシティ実証実験についてでございます。資料の80ページを御覧ください。

こちらは、11月に開催予定の南大沢賑わい月間のイベント実施に併せまして、南大沢駅前、アウトレットの店舗などの場所にカメラを設置して、AIがカメラから撮影されま
す画像の解析を行い、人数、または混雑状況の検知を行う実証実験となっております。

こちらのカメラは、安全なイベントの実現及び効果測定の方法について実証を行うために設置するものでございます。

また、実証実験は、カメラによる人数のカウント、密検知以外にA I B e a c o nによる人流解析も検討しているところです。

報告については以上になります。

【橋本会長】 ありがとうございます。これについては、類似の案件というのでしょうか。第131回の審議会だったのでしょうか。八王子市の本庁舎で混雑状況を把握するという、業者の実験について御報告をいただいたことがございましたけれども、それと同じような試みということで、改めて報告ということまでは必要ないだろうけれども、一応審議会にはこういう情報提供をお願いするという形で今回お話をいただいたという経緯がございますが、これについて御質問はいかがでしょうか。

【〇〇委員】 よろしいでしょうか。

【橋本会長】 どうぞ。

【〇〇委員】 報告事項ということで、最初のところに八王子市が設置等をしないためと書いてあるのですが、そうすると、これらのシステムというか、カメラとかは設置主体はどこなのですか。

【橋本会長】 いかがでしょう。

【越智主査】 事業者が設置するものになります。設置管理含めて事業者になります。

【〇〇委員】 それは、報告事項の中に、特にどこの事業者が、とかということは、明示しないというか、出さないというか、そういうことですか。

【越智主査】 特に非公開ということではないですが、混雑アラートについては、リプトという株式会社が設置するものになります。南大沢の方については、NTTが行うものになります。

【〇〇委員】 分かりました。少し気になっただけです。そんなに深い意味はあり

ません。

【橋本会長】 いかがでしょう。

【 委員】 でも当然八王子市の委託先ですよね。委託先でも何でもなかったら、そもそも報告を何のためにするのですか。委託先だとすると、委託契約に基づいて八王子市の個人情報保護の基準というか、そういったものを守っているかという仕組みがあるわけですよね。あるとすると、その報告をしなくてもいいというふうに、大前提として言えるのかと、多分 委員の疑問の趣旨なのかなと思って聞いていたのですけども。

【越智主査】 委員、御意見をありがとうございます。確かに委託関係ではございませんので、委託関係に基づく場合の条例上のものということではないのですが、こういった事業があるということで、お伝えしないのもよくないということでの趣旨でお伝えをしているというものになります。

事務局からは以上になります。

【 委員】 この事業は一体誰がお金を、この人たちに払っているのでしょうか。

【越智主査】 補助事業になります。

【 委員】 そうということですね。補助金としてその事業者には払っていると。

【越智主査】 補助事業の件は、1件目の混雑アラートについてです。2件目は、特に市からの出資はないと聞いております。八王子の土地というか、場所を提供する、機会を提供するという趣旨で、市からは出資していないものになります。

【 委員】 そうすると、お金を出しているのが1件目で、補助金を出しているだけなのですよね。出しているだけということもないですけど。それは報告しなくていいのではないですか。

【橋本会長】 おっしゃるとおりで、前回の本庁舎での実験についても全く同じような議論があったように記憶しておりますけれども、要するに市の事業としてやっているわけではないのですけれども、しかし市の庁舎であるとか、公の施設のようなところを利用してやるので、何も知らないというわけにはいかないでしょうというようなことで、こういう少し中途半端な報告というのでしょうか、情報提供というのでしょうか。そんな形に落ち着いたという経緯があったように思うのですけれども、そういうことで非常に微妙なケースかなと、そのように理解しておりました。

あとはいかがでしょうか。このような一種の実験ということでもありますけれども。

それでは、こういう実験をやるということについて、私たちとしても、承知をしたとい

う変な言い方でありませけれども、情報提供をいただいたということで。

【 委員】 一応確認なのですが、1件目は実験ということではないように思うのですが、その認識で合っていますか。

【越智主査】 1年間この運用を行って、その結果で今後継続するかのテストをするという意味合いです。事務局からは以上です。

【 委員】 分かりました。文言上、別に実験とは書いていないですが、そういう趣旨なのですね。橋本会長の言っていることがやっと分かりました。私からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。それでは、これで今回の御報告事項等については、終了というような形でよろしいでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 ありがとうございます。それでは、事務局から、事務的な御連絡があるかと思いますが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

【越智主査】 では、事務局から3点ございます。

まず、1点目、次回の日程についてです。こちらは、あくまで実施機関からのお願いというレベルにはなりますが、先ほどの報告事項力、予防接種事務の保護評価の関係を年度内目標としているということがあるので、実施機関の希望としては、分科会及び審議会を来年1月から2月頃をお願いしたいという形になります。

2点目続けてよろしいでしょうか。2点目としては、前回までの会議録の校正、点検依頼方法についてです。こちらは、従前、紙で皆様にお送りして、校正、点検をお願いしておりますが、今後、ペーパーレスの観点や検索性の向上といった観点から、電子データでの送信とさせていただいて、確認、校正をお願いさせていただきたいというお願いのお話になります。

最後、3点目が本日配付資料の削除依頼ということで、非公開情報を含みますので、配付資料、データの削除をお願いできればというものになります。

以上の3点についてです。事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。以上の点はいかがでしょうか。今後の審議会の開催方法ということについては、いろいろと悩ましいところがございまして、それで対面での会議の実施が可能になった状況でも、デジタルトランスフォーメーションの時代ですので、こういう会議の在り方もありなのかなと少し思いながら、その方が委員の方々の利便性という意味で言うと、好ましいということもありますので、この点については、も

し可能であれば御意見をお聞かせいただきながら、次回以降の審議会の持ち方を検討していきたいなと思います。せっかく八王子市にこういうふうな形でのウェブ会議に本腰を上げていただきましたので、これを使わない手もないのかなというふうに思っています。

何かこの点について御意見はございますか。

【 委員】 個人的には八王子まで行かなくていいのはとても助かります。

【橋本会長】 そうですね。このような形でも十分審議できますし、習熟し始めてきているということがありますので、そういうことも含めて、次回の日程と、それから持ち方については、改めて事務局と検討していきたいというふうに思いますので、改めて御相談申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、日程については、また改めてお諮りするということにして、もしこれでほかになければ、第133回の運営審議会を終わりにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

【橋本会長】 ありがとうございました。それでは、どうもお忙しいところ、ありがとうございました。